

振込規定(海外送金)新旧対照表

(下線部分変更箇所)

現行の文言	新しい文言
9 取引内容の照会等 (1)依頼人は、送金依頼後に受取人に送金資金が支払われていない場合など、送金取引について疑義のあるときは、すみやかに取扱店または<u>コールセンター</u>に照会してください。この場合には、当行は、関係銀行に照会するなどの調査をし、その結果を依頼人に報告します。なお、照会等の受付にあたっては、当行所定の依頼書の提出を求めることもあります。 (2)～(3)略	9 取引内容の照会等 (1)依頼人は、送金依頼後に受取人に送金資金が支払われていない場合など、送金取引について疑義のあるときは、すみやかに取扱店または<u>プレスティアホンバンキング</u>に照会してください。この場合には、当行は、関係銀行に照会するなどの調査をし、その結果を依頼人に報告します。なお、照会等の受付にあたっては、当行所定の依頼書の提出を求めることもあります。 (2)～(3)略

株式会社 SMBC 信託銀行 規改(日)2204